

あいらっせいかけいかく
始良活性化計画

鹿児島県 霧島市(代表)

鹿児島県 始良郡加治木町

鹿児島県 始良郡始良町

鹿児島県 始良郡蒲生町

鹿児島県 始良郡湧水町

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|------|------|-----------|-----|------|------|---------------|
| 計画の名称 | 始良活性化計画 | 都道府県名 | 鹿児島県 | 市町村名 | 始良地区 1市4町 | 地区名 | 始良地区 | 計画期間 | 平成20年度～平成23年度 |
|-------|---------|-------|------|------|-----------|-----|------|------|---------------|

| |
|--|
| 目 標 <p>始良地域は、2級河川である天降川、別府川をはじめ複数の河川を有し、間伐等森林整備を推進し優良な森林環境を形成し森林の持つ保水能力や自然浄化能力を確保すべき地域であるが、林業を取り巻く現状は、木材価格の低迷、運搬コストの増加、担い手の減少等による厳しい現状が続いているため、現在利活用が進まない間伐材の商品化を積極的に行うための省力化等を図るため、本地域における機械化を推進し、労働量及び搬出コストの省力化に併せて地域産木材の増産をり、林業従事者にとって魅力ある産業を目指す。 具体的な増産計画の目標値として、平成18年度実績に対し計画完了年度である平成22年度末には約15.91%の増加を見込むとともに、併せて現在11,856人である林業従事者の確保を図る。</p> |
| 目標設定の考え方 <p>地区の概要： 当該活性化地域は、鹿児島県本土のほぼ中心に位置し、霧島市、加治木町、始良町、蒲生町、湧水町の1市4町で構成されており、総面積は、97,932haで鹿児島県の約10%を占め、林野面積は66,026haであって、約2/3を林野が占める地域である。 気候は平均気温18.4℃、年間降水量2,069mm、な地域である。 地域林野面積は、66,026haで、民有林54,381ha、国有林11,645haとなっており、人口林率は69.7%で県全体の51.2%と比較し高い水準にあつて、戦後植林されたスギ・ヒノキが中心であり、蓄積量は13,298千m³で県下の15.8%を占めており、今後木材の供給可能量は更に増大する傾向にある。 素材生産の現状は92千m³で、県下の素材生産量の22%が当該地域から生産されている。</p> |
| 現状と課題 <p>当該地区は、資源が充実する一方、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の減退に併せて林業従事者の高齢化による減少が問題となっており、これらに起因する木材生産量の減退が懸念されている中、利活用が進まない間伐材を有益に活用することによって、資源の有効活用を行うとともに、本地域における林業の活性化が必要とされている。 素材増産体制の遅れを取り戻し、高性能林業機械の導入による素材生産のコスト低減と収益性の向上を図り、林業従事者の確保及び減少への歯止めを行う必要がある。</p> |
| 今後の展開方向等 <p>鹿児島県森林整備計画及び市町村森林整備計画等に基づき下記のとおり事業展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域内事業体における間伐材利用による素材増産体制の確立を行う。・ 地域内事業体への高性能林業機械の導入等を積極的に行い、生産コストの低減と収益性の向上を図る。・ 魅力ある林業を確立し、林業担い手の確保及び減少に歯止めをかける。 <p>地域素材生産量の増加は、計画期間中での平成18年度実績比較115.91%を目指し、併せて林業従事者の推移を検証しつつ、林業振興への効果等を見極めながら有効施策を今後も検討していく。</p> |

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名) | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別 | 備考 |
|--------------|------|----------------------|----------|----------|---------------------|----|
| 始良地区 1市4町 | 始良地区 | 地域資源循環活用施設 (リサイクル施設) | 始良東部森林組合 | 有 | ニ | |
| 始良地区 1市4町 | 始良地区 | 地域資源循環活用施設 (リサイクル施設) | 始良西部森林組合 | 有 | ニ | |
| 始良地区 1市4町 | 始良地区 | 地域資源循環活用施設 (リサイクル施設) | 北始良森林組合 | 有 | ニ | |

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務：該当なし

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----------|----|
| | | | | | |

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)：該当なし

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----|
| | | | | |

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

本計画の事業主体は、上記事業体(3森林組合)であって、素材生産に係る活動地域は霧島市及び始良郡の各町であることから、関連市町村において密接な連携を図り事業展開を行う。

3 活性化計画の区域

| | | |
|---|------|-------------|
| 始良地区（始良地区1市4町） | 区域面積 | 93,298.9 ha |
| 区域設定の考え方 | | |
| <p>法第3条第1号関係： 当該地域の面積は93,298.9haであって、うち農用地面積は8,530haで林野面積は66,026haと74,556haと全体の約79.91%で概ね80%を占めており、森林所有者で組織している森林組合の組合員数は16,856人となっている。 このように当該地域は、林業における重要な地域として位置付けられる。 なお、用途地域面積及び鹿児島空港については除く地域とする。</p> | | |
| <p>法第3条第2号関係： 当該地域の半分の地域が過疎地域に指定されており、素材生産を目的として雇用確保を図り、定住促進及び地域間交流による地域の活性化が必要な地域である。 また、資源は十分確保されており林業振興の十分な資質を持った地域である。</p> | | |
| <p>法第3条第3号関係： ・すでに市街地を形成している地域については、計画地域から除いている。</p> | | |

4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積 (㎡) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|-----|----|-----------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|-------------------------------------|--------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の 種類 | 土地所有者 | | 権利の 種類 | 土地所有者 | | 農地 | 市民農園施設 | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別 | 種別 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

該当なし

(2) 市民農園施設の規模その他の整備

| 整備計画 | 種別 | 工事期間 | 備考 |
|------|----|------|----|
| 建築物 | | | |
| 工作物 | | | |
| 計 | | | |

(3) 開設の時期（農林水産省令第2条第4号二）

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|--|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | <p>設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準</p> <p>設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準</p> <p>設定され、又は移転を受ける権利である場合における地代又は借賃の算定方法</p> | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | <p>農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件</p> <p>その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項</p> | |

該 当 な し

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地区における活性化計画の目標として、地域内における関係事業者の間伐材利用に係る素材生産量の増加を掲げており、事業評価にあたっては、各事業者を所管する市町村長が、その実績について事業者に対し決算時点での間伐材利用に関する実績調査し検証するものとする。

また、林業従事者の把握においても、各自治体が行う対象地域の就業者の調査等によって確認し検証するものとする。